

# 業務指示書

## アジア地域ASEAN災害リスク低減（DRR）と気候変動適応（CCA）の統合に対する制度・政策枠組みに関する基礎情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月29日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月4日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを認めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気候変動を考慮した防災対策

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／災害リスク低減）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災（水災害）
- 2) 対象国又は同類似地域：東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 風水害リスク管理/評価(水文及び土木)】

- 1) 類似業務の経験：防災（風水害）
- 2) 対象国又は同類似地域：東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 気候変動対策】

- 1) 類似業務の経験：気候変動対策
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年7月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 111.099 円 , EUR1 = 125.356 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／災害リスク低減

風水害リスク管理/評価(水文及び土木)

気候変動対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月22日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**

**アジア地域ASEAN災害リスク低減 (DRR) と気候変動適応 (CCA) の統合に対する制度  
・政策枠組みに関する基礎情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 （本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を 認めません。）	(26.00)	業務主任者 のみ
①業務主任者の経験・能力 総括／災害リスク低減	(26.00)	( )
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 風水害リスク管理/評価(水文及び土木)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 気候変動対策	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

東南アジア諸国連合（以下、「ASEAN」）の加盟国は気候環境や地質学的特性により自然災害リスクが高い地域に位置するため災害が多発しており（スマトラ島沖地震（2004年、インドネシア、タイ他）、サイクロン・ナルギス（2008年、ミャンマー）、台風ヨランダ（2013年、フィリピン）等）、アジア地域には世界の自然災害の被害者の9割近くが集中する（1984-2013年の累計）。特に2011年に発生した東日本大震災やタイの洪水によるサプライチェーンへの打撃は、災害の影響が一国内に留まらないという認識を広くもたらし、東南アジア地域においても、防災への取り組み、特に地域レベルでの取り組みが改めて重要視されるようになっている。

こうした状況を踏まえ、ASEANでは地域レベルでの防災への取り組みが進められており、まず、2003年にASEAN防災委員会（ASEAN Committee on Disaster Management；以下、「ACDM」）が設立された。その後、2004年のスマトラ沖地震から国境を越えた災害対策の取り組みの必要性が認識され、翌2005年にASEAN防災緊急対応協定（ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response；以下、「AADMER」）が提案・締結されている。AADMERは①Risk Assessment, Early Warning and Monitoring、②Preparedness and Response、③Prevention and Mitigation、④Recovery and Rehabilitationの4本柱で構成されており、それにワーキンググループ（WG）が形成されている。以降、ASEANの防災への取り組みは、この主要政策であり共通のプラットフォームであるAADMERに基づき実施されている。

AADMERのローリングプランとして、「Work Programme 2010-2015」（以下、「WP」）があり、これは「Phase 1 (2010-2012)」（WP1）と「Phase 2 (2013-2015)」（WP2）に細分化される。WP2に関しては、2013年のACDM会合においてフラッグシッププロジェクト21案件を選定し、それぞれの案件にコンセプトノート（以下、「CN」）が作成されており、加盟国及び対話国（Dialogue Partners）、並びにドナー（Development Partners）は各コンセプトノート（CN）に沿った事業実施が求められた。

CNのNo.20（以下、「CN20」）は、ASEANにおける災害リスク削減（Disaster Risk Reduction；以下、「DRR」）と気候変動適応（Climate Change Adaptation；以下、「CCA」）の統合に対する制度・政策枠組みの強化を要請するものであり、機構は2014年6月にCN20へのプロポーザルを提案し、2015年5月にASEANによる承認を受けた。なお、このCN20は上述の③のWGに属している。

一方で、国際社会においては、2005年に国連（UN）の会議にて災害に強い国・コミュニティの構築のため「兵庫行動枠組（HFA）」が策定され、2015年には第3回国連防災世界会議において「仙台防災枠組 2015-2030」が策定された。仙台防災枠組においては、今後15年の期待される成果として、人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニ

ユニティ・国の経済的、物理的、社会的、文化的、環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減を目指すことが掲げられ、4つの優先行動に取り組んでいくことにつき合意がなされた。また、気候変動分野においては、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（AR5）（2013 - 2014）では気候の温暖化には疑う余地が無いと結論付けられており、気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）では「パリ協定」が採択され、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を $2^{\circ}\text{C}$ より十分低い水準に保ち、 $1.5^{\circ}\text{C}$ 上昇までに抑えるべく努力するという目標が合意された。同協定の下、途上国も自らの貢献策を作成するとともに、その実施、モニタリング、報告というプロセスを5年毎に繰り返すことが求められている。

こうした状況の中、近年、ASEAN各国政府は災害リスク削減のため新しい法律や政策を導入し、自然災害への備えと対応の強化を図っている。今後の課題となるDRRとCCAとの統合への取組に対しては、2015年4月の第26回ASEAN首脳会議で採択された閣僚宣言に盛り込まれている通り、新しい制度や政策枠組みを地方やコミュニティレベルに展開する必要があり、そのためにも各国で実践されている気候変動を考慮した予防・軽減策、自然災害リスクに配慮した計画策定といった先行事例のレビュー及び共有を図っていく必要がある。

本業務は、CN20へ貢献することを目的に、上述のレビュー及び共有作業を通じて、ASEANが一体となってDRRとCCAの統合に資する制度的、組織的強化を図るための方針、方向性を調査する。

## 2. 業務の概要

### （1）業務の目的

本業務は、以下の3点について調査を行い、それぞれ成果をまとめるとともに、国別・地域・ハイレベルのフォーラムで成果普及を行い、これらの調査結果をファイナル・レポートに取り纏めることを目的とする。

- 成果1：ASEAN加盟国におけるDRRとCCAの統合に係る制度強化、政策策定の優良事例をまとめる
- 成果2：DRRとCCAの統合に係る国家活動計画とその実施体制の効果を評価する
- 成果3：国家、地方のあらゆるレベルにおけるDRRとCCAの統合強化への政策とプログラムに係るハイレベル会合を開催する

### （2）対象地域

ASEAN 10カ国

### 3. 業務の範囲

本業務は AADMER の WP2 の CN20 として要請され、機構が提出したプロポーザルが承認されたことに基づいて実施するものである。コンサルタントは、「2. (1) 業務の目的」を達成するために、「4. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書を JICA に提出する。

本業務の実施体制及び内容について、ASEAN の関係者（③の WG の共同議長国（ラオス、タイ）、ASEAN 事務局及び ASEAN 防災人道支援調整センター（ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on disaster management; 以下、「AHA センター」の各担当者）と 2015 年 12 月 3 日に協議を行い<sup>1</sup>、協議議事録による確認を行っているため、基本的にこの確認内容に沿って業務を行う。その概要は以下のとおりであるが、AADMER の枠組みにおいては、本情報収集・確認調査は「プロジェクト」と称されていることに留意する。

#### (1) プロジェクト名

英文名：Project on Strengthening Institutional and Policy Framework on DRR and CCA Integration [CN20]

（機構向け報告書用：The Data Collection Survey on Strengthening Institutional and Policy Framework on DRR and CCA Integration [CN20]）

和文名：災害リスク低減（DRR）と気候変動適応（CCA）の統合に対する制度・政策枠組みに関する基礎情報収集・確認調査

#### (2) プロジェクト内容

目的：ASEAN 加盟国のあらゆるレベルにおいて情報、知識及び優良事例を共有することにより、DRR と CCA の統合を促進する。

なお、このプロジェクトにおいては次の事項が追及すべきものとして挙げられている。

- a) DRR と CCA の統合を管理する包括的な法律や規則の発展を促進すること
- b) 各国の DRR と CCA を所管する省庁・その他機関の連携強化を支援すること
- c) 加盟国における DRR と CCA の統合に係る制度的・政策的な枠組みの構築を促すこと
- d) DRR と CCA を統合した参加型のリスク評価を政策決定の基礎として強化すること
- e) 国レベルでの DRR と CCA への共同資金メカニズムの開発を促すこと
- f) DRR と CCA の実践者間で増えている相互交流と協力のための共同研修、会合、

<sup>1</sup> 本プロジェクトとしてはこれが第 1 回目のステアリング・コミッティ（S/C）として位置づけられているため、本業務開始直後の S/C は第 2 回目とカウントされる。

## その他機会を支援すること

成果1：ASEAN加盟国におけるDRRとCCAの統合に係る制度強化、政策策定の優良事例をまとめる

1-1 DRRとCCAの統合に係る政策、計画策定、資金メカニズム、リスク評価に関する国別ワークショップの開催

1-2 DRRとCCAの制度、政策の強化に資する共通のアプローチの特定

1-3 優良事例のまとめ（報告書化）

成果2：DRRとCCAの統合に係る国家活動計画とその実施体制の効果を国レベルで評価する

2-1 DRRとCCAの統合に係る国家活動計画の実施状況をレビューするための国別評価

2-2 国別ワークショップ、地域フォーラムの開催とそれらの結果のまとめ

成果3：国家、地方のあらゆるレベルにおけるDRRとCCAの統合強化への政策とプログラムに係るハイレベル会合を開催する

3-1 ハイレベル会合とメディア対策の準備

3-2 ハイレベル会合の開催とメディア向け広報の実施

### （3）関係機関

- ACDM Prevention and Mitigation（予防と緩和）WG 共同議長国【ラオス、タイ】
- ASEAN事務局 災害・人道支援課【本業務の連絡・調整の窓口】
- ASEAN10か国の防災担当機関【担当機関名、担当者名は調査初期においてASEAN側より提示される予定】
- AHAセンター<sup>2</sup>

## 4. 業務実施上の留意事項

### （1）既存調査結果の活用

ASEAN地域における防災関連の調査として、機構は「ASEAN地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査」（2012）、「ASEAN地域における産業集積地の自然災害リスク評価と事業継続計画に関する情報収集・確認調査」（2015）を実施した。特に、「ASEAN地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査」の成果品である国別防災台

<sup>2</sup> AHAセンターは正式には本業務の関係機関図に位置付けられていないものの、オブザーバー的に各種会議には出席する見込みであり、ASEAN事務局による別途指示が無い限り、本業務においては関係機関と同様に扱う。

帳は各国の防災体制の現状および課題、課題への支援状況、国別の災害プロファイル、ASEAN 連携の状況等について取りまとめている。

気候変動関連の調査として、同様に機構は「アジア開発途上国 気候変動政策情報収集・確認調査」（2014）を実施し、対象国の国別緩和行動計画（NAMA）、国家適応行動計画（NAPAs）の策定、検討状況を調査するとともに、気候変動対策を進めるまでの課題や能力強化のあり方につき提言をまとめている。

本業務においては、こうした既存調査の結果や調査で利用した情報（情報源）を利用し、必要に応じ追加の情報収集を行う。

## （2）実施体制

ACDM の予防と緩和 WG の共同議長国であるラオスとタイの 2か国、ASEAN 事務局と AHA センター、そして JICA を加えた 5 者でステアリング・コミッティー（S/C）を形成し、調査内容、スケジュールの確認、意思決定等を行う。5 者のそれぞれの役割については、上述の通り 2015 年 12 月 3 日に開催した協議において確認し、その内容を協議議事録にまとめた。

ASEAN 側全体の連絡・調整窓口は ASEAN 事務局災害・人道支援課としているが、ACDM 予防と緩和 WG の共同議長国であるラオスとタイの関係者にも写しで同時に連絡を入れ、本業務に必要な連絡・調整を行う。ASEAN10 か国は、それぞれ本業務のフォーカルポイント（＝ナショナル・コーディネーター）を指名することになっており、各国での調査に当っては、このフォーカルポイントを通じた情報収集・連絡・調整などを行う。

また、本業務に関連した各種会合（S/C、ワークショップ、フォーラム、ハイレベル会合等）については、その開催につき S/C にて時期、場所、内容を確認するが、その実施業務は主としてコンサルタントが担うことになる。なお、現在、機構で実施中の CN の No.18（以下、「CN18」）の支援を目的とした「ASEAN 地域強靭な都市づくりに関する情報収集・確認調査」も同様に ACDM 予防と緩和 WG が所掌していることから、ASEAN 側の実施体制はほぼ共通となっている。その関係で、S/C に関しては、効率性の観点から CN18 との共同開催が ASEAN 側から求められているため、CN18 のスケジュールに鑑み、極力共同開催となるよう留意する。特に、本業務開始後に IC/R の発表を目的とする最初の S/C（本業務としては第 2 回目）は既に CN18 の S/C と共同開催とすることが決まっており<sup>3</sup>、その日にちは 2016 年 7 月 27 日（於：バンコク）とされている。

## （3）本業務の位置付けと関係者への進捗及び成果の発信、共有

<sup>3</sup> 第 2 回 S/C に関しては、CN18 の受注者が実施手続きを行うことで調整済み。なお、S/C に関しては、本 WG の共同議長国であるラオス、タイと、ASEAN 事務局所在地であるインドネシアのいずれかで開催されることになっている（補足：原則は持ち回りであるが、都度確認する必要がある。）。

本業務は ASEAN が策定した防災枠組みの中で実施するものであり、各国からの個別要請に基づくものではない。ASEAN 各国の防災担当機関の認識を強化するため、本業務の中で各国の防災担当、気候変動対策関連機関を訪問する際には、AADMER の WP2 の枠組みで本業務を実施している旨を説明する必要がある。進捗と成果の発信に当っては、この枠組みを踏まえた内容とするとともに、ASEAN としての一体感の醸成に配慮する。

また、本業務では、各国関係者への説明、ワークショップ、フォーラムに加え、以下のような機会<sup>4</sup>に的確に業務の進捗に応じた成果を発信する必要があり、それぞれのレベルや対象者に合わせた資料を作成する。

- ACDM 会合、ACDM 予防と緩和 WG 会合など ASEAN に関連した枠組みにおける各種会合
- 防災、気候変動担当大臣会合等

なお、ACDM や WG 会合への本業務の進捗や成果の報告は、直接的には共同議長国であるラオスとタイが行うが、コンサルタントは関連資料の作成等によりその報告の支援を行う。また、その他 ASEAN 地域内で隨時開催される各会合に関しては、コンサルタント側で事前情報収集に努め、ASEAN 事務局と協議、調整の上、必要に応じて直接の報告の機会を設定する。

#### (4) ASEAN 地域内の連携強化

本業務では、調査結果を ASEAN 各国に共有し、また意見を聴取するための国別ワークショップ（開催国は 3 か国）、ASEAN10 か国を対象とした地域フォーラムを開催する。これらは単に情報の提供や収集というだけではなく、これらの機会を通じ ASEAN 地域内の防災、気候変動関連省庁や関係機関間の今後の連携が深まるとともに、本業務の結果が ASEAN 内で持続的に実施される仕組み作りに心掛ける必要がある。特に、本業務の初期の段階でメーリングリストの作成、関係者向けウェブサイトの構築といった連絡・共有のツールを開発することになるが、このツールに関しては、本業務実施中だけではなく終了後も ASEAN 側関係者間で情報・意見交換等ができるような仕組みへ発展させることが求められており、その枠組み、内容、責任機関等については調査やワークショップ等で議論、検討を進め、最終的には ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国、ASEAN 事務局といった関係機関と協議して決定する。

#### (5) ASEAN 域内の関連事業との連携、結果・教訓の活用

ASEAN 諸国を対象に、機構では次のような気候変動対策（特に適応）に係る事業を実施してきている。

- （技術協力）タイ「バンコク都気候変動マスターplan（2013 年－2023 年）

<sup>4</sup> WG 会合ではオープンセッションが開催され、関係ドナーによる発表の機会が作られることがあるが、都度開催されるわけではないため、機会の有無については ASEAN 事務局に十分確認する必要がある。

### 作成・実施能力向上プロジェクト

- (技術協力) タイ「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト」
- (技術協力) インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」
- (技術協力) インドネシア「ブランタス・ムシ川における気候変動の影響評価及び水資源管理計画への統合プロジェクト」
- (技術協力) ミャンマー「自然災害早期警報システム構築プロジェクト」
- (無償資金協力) フィリピン「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」
- (有償資金協力) ベトナム「気候変動対策プログラム」

他ドナーに関しては、ドイツ国際協力公社（GIZ）がタイ全国を対象とした気候変動マスター・プラン（2012年－2050年）の策定支援を行っている他、米国開発庁（USAID）がアジア工科大学院（AIT）に研修センターを設立する計画を有している。

本業務では、こうした ASEAN 各国での 2 国間案件の成果、教訓を十分活用するとともに、実施中案件に関しては、その効果的連携につき検討する。また、必要に応じて他ドナーからも情報収集を行うとともに、フォーラムやワークショップに他ドナーのリソース・パーソンを招聘すること等も検討する。

### (6) CCA の災害種

主として風水害（洪水、内水、高潮）、気象に起因する土砂災害および干ばつ（渇水）を対象とし、その他として海水面上昇による塩害、海岸浸食等を各国の状況に応じて考慮する。

### (7) CN20（オリジナル）との相違

オリジナルの CN20 の文書には成果 4 として「加盟国における災害と気候に係る国家レベルの情報・連携・知識管理システムの構築」が盛り込まれていたが、本業務としてはプロポーザル提出時にこれを除くことを提案し、ASEAN 側にて承認された。ただし、本業務において、そのシステムの有効性、必要性及び実施可能性を調査し、今後の検討事項及び提言をまとめることになっている。

### (8) ハイレベル会合と成果

成果 3 は「国家、地方のあらゆるレベルにおける DRR と CCA の統合強化への政策とプログラムに係るハイレベル会合を開催する」ことであるが、その会合の中で、CN20 の目的である DRR と CCA の統合の推進計画、体制が議論され、ASEAN 側関係機関により主体的に継続されることが合意されることが望まれる。そのためには、コンサルタントにてアクション・プランを提案し、S/C、国別ワークショップ、地域フォーラムといった会合を通じてその提案につき協議をするとともに、関係者との意見交換を通じた意識の醸成を進めること。

なお、ハイレベル会合の主体は各国関係大臣ではなく、その下位レベルとすることで

ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と合意しているが、その対象者については、第 2 回 S/C で改めて協議をし、本業務を進める中で確定する。そのプロセス及び決定を踏まえ、各関係機関との調整を早めに開始すること。

(9) ステアリング・コミッティー (S/C) 、フォーラム、ワークショップの開催

本業務では、3 回の S/C の開催、3 回の国別ワークショップ、1 回の地域フォーラム、1 回のハイレベル会合を開催することになっている。参加者数や国数が多いこと、また、本プロジェクトの ASEAN 側関係機関とのスケジュール調整が重要となることから、本業務においてはこれら調整業務を主として担う事務局担当団員を配置する。

## 5. 業務の内容

本業務は成果 1 及び 2 を先行して行い、それらの結果を踏まえて成果 3 を達成することになるが、成果 1~3(及びその活動)を全て含めインセプション・レポート (IC/R)、プログレス・レポート (PG/R)、ドラフトファイナル・レポート (DF/R)、ファイナル・レポート (F/R) を作成する。なお、PG/R の作成は、プロジェクト中間時点の 1 回のみとする。また、AADMER の WP2 の CN20 および機構から提出して承認されたプロポーザルに則り、ASEAN 側関係機関には、成果毎に進捗、達成状況を報告する必要があることに留意して、各レポートの作成を行う。

### 【成果 1、2、3 共通】

- (1) 国内で既存資料、各種データ等を調査し、基本情報を収集するとともに、それらを踏まえた各調査計画を立案し、IC/R を作成する。その際、各窓口として想定される機関（案）及びその TOR（案）を検討し、IC/R に盛り込む。この案については第 2 回 S/C において ASEAN 側関係者へ説明し、これに基づき ASEAN 側で各国のナショナル・コーディネーターを指名する予定になっている。
- (2) 関係機関間でのメールまたは Web を用いた連絡体制（情報共有、意見交換を含む）を準備する。併せて、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局との調整・協議のためのネットワークを構築する。

### 【成果 1】 ASEAN 加盟国における DRR と CCA の統合に係る制度強化、政策策定の優良事例をまとめる

- (3) DRR と CCA の統合に係る政策、計画策定、資金メカニズム、リスク評価に関する国別ワークショップの開催〔成果 1-1〕  
IC/R において、既存資料・データを踏まえ、ASEAN10 カ国の現地調査スケ

ジユール、内容及び国別ワークショップ（3か国にて実施）につき検討し、第2回S/CでASEAN側の合意を得た上で、必要に応じてそれらの計画、スケジュールを修正し、現地調査を行う。現地調査は、ASEAN側による各国のナショナル・コーディネーターの指名を受けてから実施することが望ましいが、アクセスに支障が無い国に関しては、最初の現地調査時にそれらを集中して実施することも可能とする。ただし、その場合は、ナショナル・コーディネーターの指名後に調査結果等を十分に共有し、今後の連携強化に努めること。また、10カ国現地調査は基本情報、優良事例の情報収集、関係機関との協力関係の構築、今後の調査・各種会合に係る意見聴取、今後のスケジュール調整を主たる目的のために行うが、行程の検討に当っては、国内での事前の情報収集結果を踏まえ、効率的な計画をプロポーザルで提案すること。

また、国別ワークショップはケース・スタディとして3カ国で実施することにしている。まずは本業務の目的、成果に鑑み、最適的な3つの実施国を提案し、第2回S/Cの場での協議・調整を通じて決定する。提案に当っては、それら3か国の選定理由・基準、対象機関（ワークショップへの招聘機関）、内容・規模、想定される成果についても記述すること。これらワークショップの成果は、後述の地域フォーラムの場でASEAN側関係機関へ共有することになる。

成果1-1の具体的活動は以下のとおり。

- 1) 各国の（以下、全て同じ）既存資料・データ、防災・気候変動対策機関の担当者へのインタビューを通じて政策、組織、実施計画、実施事例を調査する。各においては様々な取り組みが考えられ、調査項目の限定が容易ではないため、以下は最低限調査すべき項目とするが、加盟国によって該当しない項目がある場合は合理的な取捨選択をして構わない。ただし、一部については、ASEAN10カ国に共通する整理も行うこと。なお、以下の項目以外に本業務において有益な項目が想定される場合は、理由とともにプロポーザルで提案すること。

#### ① 調査項目

- 国別シミュレーション・影響予測
- 気候変動によるリスクの変化をどの程度までダウンスケールして政府として予見しているか
- 上記予見を災害リスク削減の各種政策にどう反映しているか
- 組織体制と責任分担は明確化されているか
- 具体的な対策を実行するための実施計画（ハード、ソフト）はあるか
- あれば事例および進行状況
- 風水害の分野では、目標とする安全度の考え方や対策のアップグレードの考え方および具体事例

- 干ばつの分野では、農業気象環境の将来的変化の考え方や水資源開発計画等への反映、作付けパターンの変更などによる適応策の有無等

② 災害種ごとの整理（案）

- 水害（洪水、内水、高潮）
  - ・ 比較的発生頻度の高い外力に対する防災対策
  - ・ 施設・設備の能力を上回る外力に対する減災対策（施設運用・構造・整備、まちづくり・地域づくりとの連携、避難・事業継続への備え、など）
- 土砂災害
  - ・ 比較的発生頻度の高い土砂災害の被害防止対策
  - ・ 施設の能力を上回る土砂災害の被害軽減策
- 旱魃（渴水）
  - ・ 比較的発生頻度の高い渴水の被害防止対策
  - ・ 施設の能力を上回る渴水の被害軽減策

- 2) 実施計画の状況と成績（出来栄え）を分析する。
- 3) DRR と CCA の統合に係る優良事例をリスト化する。
- 4) ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局の監督の下、調査及び分析結果を共有し、今後のまとめ・提案に係る意見聴取を目的とした国別ワークショップを 3 か国で開催する。

(4) DRR と CCA の制度、政策の強化に資する共通のアプローチの特定〔成果 1-2〕  
成果 1-2 の具体的活動は以下のとおり。

- 1) 調査及び各国での協議結果に基づき、共通の、また、優良のアプローチを分析する。
- 2) ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局の監督の下、これらのアプローチをまとめた要約を作成し、関係機関からのコメント、意見を取り付ける。

なお、この要約に関しては、3 か国に国別ワークショップ時に直接説明することとし、他の 7 カ国に関してはメールベースで送付（説明）をし、コメント等を取り付けることとするが、その他効果的な方法がある場合はプロポーザルで提案すること。

(5) 優良事例のまとめ（報告書化）〔成果 1-3〕

成果 1-3 の具体的活動は以下のとおり。

- 1) 上記（3）、（4）の結果を踏まえ、優良事例をまとめた報告書（案）を作

成する。

- 2) この案に関し、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局の監督の下、関係機関との意見交換を行い、コメントを取り付け、最終化に向けた修正を行う。後に、この報告書は F/R へ統合する。
- 3) 上記 2) を踏まえ、この報告書に関しては、加盟国の母国語での仮訳サマリーを作成し、地域フォーラムにおいて出席者へ配布する。

【成果 2】DRR と CCA の統合に係る国家活動計画とその実施体制の効果を国レベルで評価する

(6) DRR と CCA の統合に係る国家活動計画の実施状況をレビューするための国別評価〔成果 2-1〕

加盟各国では、DRR 及び CCA に係る政策、法律、国家活動計画などが徐々に策定されているが、その統合に当っては、依然として事業ベースでの取り組みが中心であり、上位の政策、法律等での統合は容易ではないと考えられる。これを踏まえ、国別の評価に当っては、DRR と CCA を分けて整理することもやむを得ない。ただし、その際は、各国の事情、状況に配慮はしつつも、ASEAN としての共通性の確保、「仙台防災枠組 2015-2030」、「パリ協定」といった国際的枠組みにおける加盟各国の履行義務に貢献する内容となるよう留意する。

なお、この評価のための現地調査は 10か国を対象に行うことと想定しており、上記（3）の 1) の現地調査と抱き合わせで行うこと。もし、現地調査が必要な国がある場合は、その理由を含めプロポーザルで提案すること。

成果 2-1 の具体的活動は以下のとおり。

- 1) 関連省庁、その他機関の担当者へのインタビューを行うとともに、DRR と CCA に関する既存データ及び報告書等を用いた国家活動計画のレビューを行う。
- 2) それらの進捗を評価する。
- 3) 加盟国における災害と気候に係る国家レベルの情報・連携・知識管理システムに関し、その有効性、必要性及び実施可能性を検討する。

(7) 国別ワークショップ、地域フォーラムの開催とそれらの結果のまとめ〔成果 2-2〕

国別ワークショップは、上記（3）の 4) で述べているワークショップと抱き合わせとする。地域フォーラムについては、本業務開始後に ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局との協議を踏まえて概要を決定することになるが、具体的な内容（時期、開催国、発表内容、協議事項）については、コンサルタントにて第 2 回 S/C で最初の提案を行い、以後の調査で各国の事情、

意向を確認し、最終的には第3回S/Cにおいて協議、決定すること。

成果2-1の具体的活動は以下のとおり。

- 1) ケース・スタディとして3か国での国別ワークショップを開催し、開催国に係る上記(6)の評価結果につき報告するとともに、意見、コメントを取り付ける。
- 2) 地域フォーラムを開催し、各国調査（評価）の結果、国別ワークショップの結果につき報告をするとともに、ハイレベル会合に係る提案と助言事項につき協議する。
- 3) 評価及び協議結果をまとめた報告書（ドラフト）を作成し、S/Cで共有するとともに、意見、コメントを取り付ける。
- 4) ACDM予防と緩和WG共同議長国及びASEAN事務局からその報告書につき了解を取り付け、最終化する。後に、この報告書はF/Rへ統合する。

【成果3】国家、地方のあらゆるレベルにおけるDRRとCCAの統合強化への政策とプログラムに係るハイレベル会合を開催する

#### (8) ハイレベル会合とメディア対策の準備〔成果3-1〕

ASEANの防災、気候変動対策に関しては、既に次のとおり首脳・閣僚レベルでの宣言、議長声明が既に採択されている。したがって、本業務で開催を支援するハイレベル会合では、大臣よりも下位レベルの出席者によってこれらを実施レベルで支援するための方針、計画、体制につき議論し、合意を得ることが求められる。その点に関しては、地域別フォーラムや準備会合の場で、その合意がASEANの枠組み、また各国で自律的、継続的に実施されていくための方策、仕組みを十分議論し、ハイレベル会合に織り込んでいく必要がある。

また、それを広く周知することを目的にメディア向け広報を行うが、広く加盟国に周知される必要があるため、その方策につきプロポーザルで提案すること。なお、この広報活動は会合時の直接取材に限定しないが、事後の場合も速報性に留意した迅速な対応とする点に留意する。

「**採択済みの宣言、議長声明<sup>5</sup>**」

- *Joint Statement of the ASEAN for the Third UN World Conference on Disaster Risk Reduction* (2015年3月14-18日、第3回国連防災会議、於：仙台)

<sup>5</sup> いずれもASEAN事務局のWebサイトから全文を入手可能

<http://www.asean.org/news/asean-statement-communiques/item/joint-statement-of-the-association-of-southeast-asian-nations-asean-for-the-third-un-world-conference-on-disaster-risk-reduction-14-18-march-2015-sendai-japan>

<http://www.asean.org/news/asean-statement-communiques/item/declaration-on-institutionalising-the-resilience-of-asean-and-its-communities-and-peoples-to-disasters-and-climate-change>

- *Declaration on Institutionalising the Resilience of ASEAN and its Communities and Peoples to Disasters and Climate Change* (2015年4月27日、第26回ASEAN首脳会議、於：マレーシア、クアラルンプール)

成果3-1の具体的活動は以下のとおり。

- 1) ハイレベル会合のための各国のDRR、CCA関係機関担当者（本省課長レベルを想定）とACDM予防と緩和WG共同議長国及びASEAN事務局が出席する準備会合を開催する。
  - 2) 同会合のための必要文書、発表資料を準備する。
  - 3) S/C及び1)の会合を通じてメディア向け広報の概要を協議し、その準備を行う。
- (9) ハイレベル会合の開催とメディア向け広報の実施【成果3-2】
- 成果3-2の具体的活動は以下のとおり。
- 1) ACDM予防と緩和WG共同議長国及びASEAN事務局の決定に基づきハイレベル会合を開催する。
  - 2) ACDM予防と緩和WG共同議長国及びASEAN事務局がACDM大臣会合等でその結果を発表するための支援文書を作成する。

#### 【成果1、2、3共通】

- (10) 事務局の設置、S/C、ASEAN10か国を対象としたワークショップ、フォーラム等の開催

本業務においては、以下のとおり関係機関、ASEAN10か国の関係者を招いての会合を開催する。それぞれの会合の開催にあたっては、会場の借り上げ費、参加者への日当や宿泊費を含む旅費、渡航費、交通費、謝金等の支払いも本業務の中で行う。このために、事務局担当団員を配置し、各種手配や出席者との調整などを行う。開催に要する直接経費は、日当は4,200円/日として見積を行う。宿泊費は現地事情及び開催規模を勘案して宿泊施設を想定し、支払は直接、宿泊施設に行うこととするが、見積に当たっての単価は12,900円/日とすること。

- 1) S/C
  - a) IC/R説明時（2016年7月（確定））：バンコクで開催（確定）
  - b) P/R説明時（2017年3月（予定））：ビエンチャンで開催（想定）
  - c) DF/R説明時（2017年12月（予定））：ジャカルタで開催（想定）

S/Cの出席者は、WGの共同議長国であるラオス及びタイから2名ずつ、ASEAN事務局災害・人道支援課から2名、AHAセンターから2名（最大）

とし、上位者としては本省課長クラスを想定する。S/C の開催場所は持ち回りとなっており、プロポーザル時の想定（注：一部は確定済み）としては上記のとおりバンコク、ビエンチャン、ジャカルタの順とする。もし、事情により S/C を追加開催することになる場合は契約変更で対応する。なお、会場は各国の担当機関の施設を利用する計画とする。

なお、a) の S/C は CN18 の S/C と抱き合わせで開催することが確定しており、ASEAN 側関係者旅費、会場手配等の手続きは CN18 の受注者が主として行うことになっているが、細かなスケジュール調整に当たっては、CN18 の受注者と事前にすり合わせを行う必要がある。

以降の S/C は調査の進捗を優先して日程調整を行うことになるが、ASEAN の関連会合、CN18 の会合と前後して開催するなど効率的な開催を行うこと。

## 2) 国別ワークショップ（3 か国）

- a) 開催国 1
- b) 開催国 2
- c) 開催国 3

5. (3) の 4) 及び (7) の 1) で述べている国別ワークショップを 3 か国で開催する。出席者は、窓口機関（ナショナル・コーディネーター）に加え、DRR と CCA に関する機関（中央政府に留まらず、優良事例を有する地方政府、コミュニティ、民間企業を含めることを可とする）とし、開催期間は各国 1 日（最大）、人数の目途は各国で 40 名を上限とする。コンサルタントは、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局、ナショナル・コーディネーターと事前に調整の上、会場手配（ホテルの会議室を想定）、出席案内、議事進行、調査結果発表、協議結果とりまとめを行う。実際の旅費支給に当っては、各国の事情に鑑み、効率的な支出とすること。

なお、旅費の効率化に鑑み、これら国別ワークショップは連続して実施できるよう調査行程を調整することが望ましい。

## 3) 地域フォーラム

5. (7) の 2) で述べている地域フォーラムを 1 回開催する。開催場所、時期・期間、出席（招聘）者、アジェンダについては、各国調査及び国別ワークショップを踏まえ、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局との協議、調整により決定する。当日は、議事進行、調査結果発表、協議結果とりまとめ等を行う。

なお、出席者は実務者（上位は本省課長クラス）を想定しており、人数に

については最大で次の通りとすることで ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と合意している。

- 45 名（内訳：加盟 10 力国から各 4 名、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局、AHA センターから計 5 名）

これ以上の出席希望がある場合は、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と調整することができるが、本業務での費用負担はしない予定。

開催場所は バンコクを想定して見積を行うが、ASEAN 側関係者の要望などにより変更の可能性もある。会場は、現地事情及び開催規模を勘案してホテルを借り上げる想定で見積を行うこと。

#### 4) ハイレベル会合に向けた準備会合

5. (8) で述べている準備会合を 1 回開催する。スケジュール及び経費効率化の観点から上記 3) と抱き合わせて実施する。コンサルタントは、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と協力し、各種手配、ハイレベル会合の提案、協議結果とりまとめ等を行う。

出席者は 25 名（内訳：加盟 10 力国から各 2 名、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局、AHA センターから計 5 名）を上限とする。

#### 5) ハイレベル会合

5. (9) で述べているハイレベル会合を 1 回開催する。開催時期、場所、出席者は ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と事前に調整し決定するが、コンサルタントには、これまでの調査業務を踏まえ、効果的な案を提案することが求められる。

なお、出席者数は最大で次の通りとすることで ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局と合意している。

- 60 名（内訳：加盟 10 力国から各 5 名、ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国及び ASEAN 事務局、AHA センター等から計 10 名）

開催場所は バンコクを想定して見積を行うが、ASEAN 側関係者の要望などにより変更の可能性もある。会場は、現地事情及び開催規模を勘案してホテルを借り上げる想定で見積を行うこと。なお、各国のハイレベルの出席者は 1 名とし、その日当は 10,000 円/日として見積り、宿泊費は現地事情及び開催規模を勘案して宿泊施設を想定し、支払は直接、宿泊施設に行うこととするが、見積に当たっての単価は 21,200 円/日とすること。

### (11) 広報資料の作成

本業務の取り組み及び成果についてわかりやすく説明するための広報資料

(簡易なものを 1~2 種) を英語で作成し、国別ワークショップ、地域フォーラム等で配布し、広報に務める。なお、調査の中で収集する情報や調査結果には機微な情報も含まれることもあり得るため、広報資料の作成にあたってはこれに留意するとともに、使用に当っては必要に応じてそれらの内容につき機構と事前に相談すること。

#### (12) 進捗の報告及び成果の発信

本業務の進捗、成果に関しては ACDM 会合、ACDM 会合の下での WG 会合等での進捗の報告や成果の発信の機会が見込まれる。これらの報告は ACDM 予防と緩和 WG 共同議長国であるラオスとタイが行うが、その報告資料の作成に協力を行う。また、必要な場合は同席し、オープンセッション等の機会等での発表も行う。

こうした報告（支援含む）・発信のため、仮としてラオス（ビエンチャン）、インドネシア（ジャカルタ）で総括による各 1 回の発表機会（それぞれ出席は 1 日）を見込み、プロポーザルへ提案すること。

## 6. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における成果品はファイナル・レポート (F/R) とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構（補足：必要に応じて対象国の機構現地事務所を含む）に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### ア インセプションレポート (IC/R)

提出時期：調査開始時（2016 年 7 月下旬）

部 数：英文 60 部、電子データ (PDF)

#### イ プログレスレポート (PG/R)

提出時期：調査中間時点（2017 年 3 月中旬）

部 数：英文 60 部、電子データ (PDF)

#### ウ ドラフトファイナルレポート (DF/R)

提出時期：2017 年 12 月上旬

部 数：和文 10 部、英文 60 部、電子データ (PDF)

#### エ ファイナルレポート (F/R)

提出時期：2018 年 1 月下旬

部 数：和文 12 部、英文 60 部、和文と英文を格納した CD-R 60 枚

### (2) その他の報告書類

#### ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 12 部（簡易製本）

イ 業務完了報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容（調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述）
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（調査体制、実施手法等）

提出時期：業務終了時

部 数：和文 5 部（簡易製本）

ウ 業務月報

提出時期：各月の最終日

部 数：1 部

エ 協議・打ち合わせ記録

提出時期：各レポート提出時

部 数：和文各 1 部（PDF）

オ 収集資料及びリスト

提出時期：業務終了時

部 数：1 セット

（3）報告書の印刷仕様/電子化仕様

ファイナル・レポートは製本を行い、ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成する。

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドラン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2016年7月下旬より業務を開始し、2017年3月中旬を目途にプログレス・レポート（P/R）、2017年11月中旬を目途にドラフトファイナル・レポート（DF/R）、2018年1月下旬までにファイナル・レポート（F/R）を作成・提出する。

項目／期間	2016年						2017年												2018年	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
業務期間																				
報告書提出	△								△								△	△		
	IC/R							P/R									DF/R	F/R		

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量目途

合計約41MM

##### （2）業務従事者の構成

本業務には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合はプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/災害リスク低減（2号）
- イ 風水害リスク管理/評価（水文及び土木）（3号）
- ウ 風水害リスク管理/評価（非構造物対策）
- エ 旱魃リスク管理/評価（水文及び農業）
- オ 旱魃リスク管理/評価（非構造物対策）
- カ 気候変動対策（3号）
- キ 組織・法制度
- ク 事務局運営

#### 3. 相手国の便宜供与

情報収集への協力、会議への参加者選定などについては、ASEAN 事務局災害・人道支援課（各種連絡・調整の窓口）を通じた依頼を予定している。その他、相手国政府からの便宜供与は確約されていないが、必要なものがあれば ASEAN 事務局災害・人道支援課の側面支援を受け各国ナショナル・コーディネーターへ依頼をする。

#### 4. 参考資料

##### (1) 配布資料：

- ・AADMER Work Programme Phase2 Concept Note No.20
- ・Concept Note No.20 に関する機構のプロポーザル（ASEAN 承認済）
- ・本調査に係るステアリング・コミッティーでの協議議事録（2015 年 12 月 3 日開催）
- ・アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

##### (2) 閲覧資料：

- ・国別防災台帳－アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査（JICA 図書館 Web サイトよりダウンロード可能）

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000008104>

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 6. 現地語通訳の備上

必要に応じ現地での現地語通訳の備上を認める。

#### 7. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

なお、最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を、契約期間中の業務の区切りのよい時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、別途協議のうえ決定する。

#### 8. 現地再委託

本業務においては、現地再委託を想定していないが、もし、必要性が想定される場合

はプロポーザルにおいて効率的、効果的な再委託を提案すること。その提案が認められる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

その際、現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。なお、プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 9. 安全配慮事項

業務実施に際し、JICA 在外事務所のある国においては各国の JICA 事務所と連絡を密に行い、不在の国においては現地において信頼できる入手可能な情報を渡航前に確認し、安全配慮に努めること。

#### 10. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上